

平成 26 年 5 月 27 日

各 位

株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行
代表取締役社長：馬場 信輔
(コード番号：8304 東証第一部)
問合せ先：コーポレートコミュニケーション部
部長：梶谷博之（電話：03(3263)1111)

役員退職慰労金制度の廃止および常勤取締役に対する 株式報酬型ストック・オプションの導入について

あおぞら銀行（社長：馬場 信輔）は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、常勤取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することについて、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 81 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 目的

企業価値の持続的な発展、すなわち株価をより意識した経営を推進する目的で役員の退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型のストック・オプション制度を導入することといたしました。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金の廃止

現行の役員退職慰労金制度を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 81 期定時株主総会終結の時をもって廃止し、当該株主総会によって再任される取締役および監査役、また当該株主総会後も引き続き在任する監査役に対し、在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこと、ならびに当該株主総会終結の時をもって退任する取締役に対し、退職慰労金を贈呈する旨の議案を当該定時株主総会に諮ることといたします。

なお、打ち切り支給の時期は各人の退任以降とすることを予定しております。

(2) 常勤取締役の株式報酬型のストック・オプションの導入

株価変動のリスクとメリットを株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲を高めるため、常勤取締役に対し、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が 1 円の新株予約権）を導入します。この株式報酬型ストック・オプションは役員退職慰労金制度に代わる仕組みとして、当行常勤取締役に対して年額 150 百万円を上限として割り当てます。当行取締役（常勤取締役および社外取締役を含む）に対する報酬の総額としましては従来から年額 600 百万円以内としておりますが、これとは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当て新株予約

権に関する報酬等について当該株主総会に諮ることといたします。

なお、社外取締役・監査役の報酬体系は基本報酬のみとし、株式報酬型ストック・オプション制度の対象といたしません。

(3) 当行常勤取締役に対して発行するストック・オプションの内容

① 新株予約権の総数

常勤取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 7,500 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の上限といたします。

② 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当行普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株といたします。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当て、株式の分割または株式の併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものといたします。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算定された公正価額を基準として当行取締役会により決定される額を払込金額といたします。

なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものといたします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内で、当行取締役会が定める期間といたします。

⑥ 新株予約権の主な権利行使の条件

新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものといたします。

⑧ その他の新株予約権の内容等

新株予約権に関するその他の内容については、募集事項等を決定する当行取締役会において定めるものといたします。

以上